

ダイハツ系連合健康保険組合 理事、理事長及び監事選挙執行規程

(趣 旨)

第1条 理事、理事長及び監事選挙に関しては、健康保険法、同法施行令及び規約に規定するものの外、この規程の定めるところによる。

(理事及び監事選挙日)

第2条 理事及び監事選挙は、組合会の議員の総選挙によって、当選人が確定後直ちに行う。ただし、特別の事情がある場合には、その日以後7日以内に行うことができる。この場合においては、理事長は、選挙の期日を定めなければならない。

(選挙の公告)

第3条 理事会は、選挙の期日前に投票、開票の日時及び選挙会場並びに選挙すべき理事及び監事の数を定め、理事長はこれを公告し、選挙又は選定された議員が、その旨を確認することができるようにしなければならない。

(選挙長等)

第4条 選挙長は、理事長をもって充てる。

- 2 理事長に事故があるときは、規約第39条の規定により理事長の職務を行う者をもって充てる。
- 3 選挙長は、選定議員及び互選議員の中から、それぞれ1人の選挙立会人を指名しなければならない。

(投票用紙の交付及び様式)

第5条 投票用紙は、選挙の当日選挙会場において、選挙人に交付しなければならない。

- 2 投票用紙は、別記第1号様式により調製しなければならない。

(投 票)

第6条 選挙人は、選挙会場において、投票用紙に自ら被選挙人1人の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

- 2 投票用紙には選挙人の氏名を記載してはならない。

(郵便による投票)

第7条 選挙人が、やむを得ない事由により、選挙当日自ら選挙会場に行き、投票をすることができない場合においては、予め選挙長から投票用紙及び投票用封筒の交付を受け、投票用紙に自ら被選挙人1人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れ封印し、更にこれを他の封筒に入れ封印し、その裏面に署名し、且つ投票在中の旨を明記して開票する時刻までに到達するように選挙長に送付しなければならない。

- 2 前項の投票用封筒は、別記第2号様式により調製しなければならない。

(投票の点検)

第8条 投票が終わったときは、選挙長は直ちに選挙立会人とともに投票を点検しなければならない。

(投票の効力の決定)

第9条 投票の効力は、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならない。その決定に当たっては、第10条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意志が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第10条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの
- (2) 現に理事の職にある者の氏名を記載したもの
- (3) 1投票中に2人以上の被選挙人の氏名を記載したもの
- (4) 被選挙人何人を記載したか確認しがたいもの
- (5) 互選人でない者の氏名を記載したもの
- (6) 被選挙人の氏名の外、他事を記載したもの。ただし、職場の地位、住所又は敬称を記載したものはこの限りでない
- (7) 開票時刻以後における投票又は郵便による投票の到達したもの
- (8) 選挙人が自書していないもの

(同点者の当選人)

第11条 規約第11条の規定により当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙長が抽選で定める。

(当選の告知)

第12条 当選人が決まったときは、選挙長は直ちに当選人にその旨を告知しなければならない。

- 2 当選人が当選を辞退しようとするときは、当選の告知を受けた日から3日以内にその旨を選挙長に申し出なければならない。

(再選挙)

第13条 選挙すべき理事の数に足る当選人を得ることができなかつたときは、その不足の員数について、更に選挙を行う。

(繰上補充)

第14条 当選人が当選を辞したとき、選挙の期日後において被選挙権のなくなったとき又は死亡者であったときは、得票数で当選人とならなかつた者の中から当選人を定めなければならない。

(補欠選挙)

第15条 理事の欠員につき、前条に規定により当選人を定めることができるときを除く外、理事会は選挙の期日を定めて、補欠選挙を行わせなければならない。

(増員選挙)

第16条 理事の定数の増員の場合においては、理事会は選挙期日を定めて、増員選挙を行わせなければならない。

(選挙録の作成)

第17条 選挙長は、選挙録を作り選挙会に関する顛末を記載し、選挙立会人とともにこれに署名しなければならない。

2 前項の選挙録は、事務所において当該選挙に係る理事の任期間保存しなければならない。

(理事長の選挙)

第18条 理事の当選人が確定したときは、直ちに理事長の選挙を行う。

2 前項の選挙長は、理事の中から理事が選挙する。

3 第3条から前条までの規定は、第4条第1項及び第2項並びに第15条の規定を除き、理事長の選挙の場合にこれを準用する。

(組合会議員選挙執行規程の準用)

第19条 理事、理事長及び監事の選挙の執行に関して、この規程に定めてない必要な事項は、組合会議員選挙執行規程を準用する。

附 則

この規程は、平成15年3月1日から施行する。

この規程は、令和3年3月1日から施行する。